

岡山県外国人材等支援推進協議会設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 岡山県外国人材等支援推進条例（令和 6 年 1 0 月 8 日岡山県条例第 9 3 号）

第 1 1 条の規定により設置する岡山県外国人材等支援推進協議会（以下「協議会」という。）について、第 9 条第 3 項の規定により、組織その他の必要事項を定める。

（協議事項）

第 2 条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- （1）岡山県外国人材等支援推進計画に関する事項
- （2）その他外国人材等への支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 1 5 名以内で組織する。

2 委員は、第 1 1 条に規定される、産・官・学・労を代表する者、その他外国人材の支援推進に務める機関の関係者の中から知事が委嘱又は任命する。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない理由で出席できない時は、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

（部会）

第 7 条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

（意見の聴取）

第 8 条 協議会は、必要があると認められる場合は、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

（報酬）

第 9 条 委員又は欠席する委員が指名する代理の者が会議に出席した時は、報酬を支給することができる。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、岡山県産業労働部労働雇用政策課において行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 日 から施行する。